

# 益城町複合施設建設設計業務委託

## プロポーザル評価要領

益城町

本要領は、益城町複合施設建設設計業務に係る受託者を選定及び特定するに当たり、参加表明書及び技術提案書等の評価について、必要な事項を定めるものとする。

## 第1 一次審査

### 1 選定方法

- (1) 一次審査による選定は、本要領に基づいて評価を行う。
- (2) 各評価項目は、「2 評価基準」により行う。
- (3) 各評価項目の合計点（90点満点）の結果をもって、益城町複合施設建設設計者選定審査委員会（以下「選定委員会」という。）の審査により技術提案書提出要請者を5者程度選定する。ただし、選定委員会の定める水準に満たない場合は、二次審査の対象としないものとする。

なお、上記の合計点が同点の場合は、「2 評価基準」の評価項目「配置予定技術者の資格及び技術力等」（以下「優先評価」という）の点数の優劣により選定する。また、優先評価の点数が同点の場合は、「2 評価基準」の評価項目「配置予定技術者の資格及び技術力等」の評価の着目点「同種又は類似業務の実績」の点数の優劣により選定する。

## 2 評価基準

(1) 事務局にて取りまとめを行い、選定委員会委員（以下「選定委員」という。）へ提出する。

評価項目	評価の着目点				配点
	判断基準				
事務所の評価	同種※ <sup>2</sup> 又は類似※ <sup>3</sup> 施設の設計業務の実績	実績の種類、規模、件数（最大3件）を評価する。			48
	受賞歴等	受賞歴、CASBEE認証実績を評価する。			5
配置予定技術者の資格及び技術力等	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を評価する。	主任技術者	構造 設備	10
	同種又は類似業務の実績	実績の種類、規模、携わった立場、件数（最大3件）を評価する。	主任技術者	管理技術者 総合 構造 設備	27
計					90

※1 有資格者数：複数の資格を有する者は、最も専門とする分野で計上すること。

※2 同種施設の設計業務

平成22年（2010年）4月1日以降に、延床面積1,000㎡以上の平成21年国土交通省告示第15号別添二の建築物の類型のうち、地方公共団体の「十二文化・交流・公益施設」（以下「該当施設」という）の第1類に分類される建築物の新築設計（基本設計及び実施設計）に関する業務を元請として完了した実績。なお、複合施設については、該当する用途部分の床面積が1,000㎡以上とする。

※3 類似施設の設計業務

平成22年（2010年）4月1日以降に、延床面積1,000㎡以上の該当施設の第2類に分類される建築物の新築設計（基本設計及び実施設計）に関する業務を元請として完了した実績。なお、複合施設については、該当する用途部分の床面積が1,000㎡以上とする。

## 第2 二次審査

### 1 技術提案内容

#### 業務の実施方針

- ・益城町複合施設建設基本計画の内容を踏まえ、各課題に対する基本的な考え方や設計上、特に配慮する事項、業務の取組体制、設計チームの特徴、設計工程を含む事業全体のロードマップ等について

#### 課題①：<すべての利用者にやさしく、経済性に優れた施設>

- ・すべての住民にとって使いやすい施設とするため、使いやすいバリアフリー化など、安心して便利に使えるユニバーサルデザインの整備とすべての利用者にやさしい施設について
- ・建設材料や建設工法及び機器の選定等、建物のライフサイクルを考慮し、汎用性の高さや耐用年数及び更新性が優れ、将来にわたって維持管理しやすい施設について

#### 課題②：<災害に強く、災害を学べる施設>

- ・地震や台風・豪雨などの自然災害が発生した場合の災害支援の対応施設をはじめ、危機管理機能を強化し、かつ、熊本地震の教訓を次世代へ継承する施設について

#### 課題③：<周辺環境と調和し、多様性に柔軟な施設>

- ・周辺の環境に配慮した外観や外構を整備し、住民の憩いの場や交流の場を創出できる多世代の交流を促進させ、他の公共施設との連携による住民文化活動の支援等、交流の拠点となる施設について
- ・利用形態や人数の変動に対し、空間の自由度を高めるとともに、ゆとりをもった構造計画による将来の変化に柔軟かつ効率的に対応する施設について

### 2 特定方法

- (1) 技術提案書等の特定は、本要領に基づいて技術提案書の評価を行い、選定委員の意見交換を経て「3 評価基準」による評価の結果と一次審査の評価を合計し、評価合計の高い者から順に最優秀者及び優秀者を各1者特定する。
- (2) 各評価項目は、「3 評価基準」により行う。
- (3) 評価の結果、点数が同点の場合は、「3 評価基準」の評価項目「課題についての提案」（以下「優先提案」という）の点数の優劣により特定する。また、優先提案の点数が同点の場合は、「3 評価基準」の評価項目「業務の実施方針」の点数の優劣により特定する。

### 3 評価基準

提出された技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、評価項目について各選定委員の総合的判断により評価を行う。なお、参考見積金額は、下表の算式により評価を行う。

- (1) ヒアリング時には、「明確な応答、考えが感じられるか。」、「提案者の熱意が感じられるか。」も含め、各評価項目の評価を行う。
- (2) 技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングの内容も含めた各選定委員の意見を基に、各選定委員の専門的視点からの意見交換を行い、それらの意見を踏まえ改めて各技術提案書等の評価を行う。
- (3) 技術提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は受注意思がないものとみなし、原則として特定しないこととする。

評価項目	評価基準	技術提案	配点
業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、実現性、独創性等を総合的に評価する。	/	40
課題についての提案	課題に対して、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか、役割や責任が明確となっている体制か等）、独創性（工学的知見に基づく独自性、新規性、アピール力、発信力等）を考慮して総合的に判断する。	課題①	50
		課題②	50
		課題③	50
参考見積金額	提出された参考見積金額に対し、次の算式により評価する。 <u>算式</u> (最低提案価格) ÷ (提案価格) × 20点	/	20
計			210